公立大学法人尾道市立大学委員会規程

平成２４年４月１日
規程第７号

（趣旨）
第１条　尾道市立大学に設置する委員会（以下「委員会」という。）については、特段の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。
（任務）
第２条　委員会は、学長の諮問に応じ、別表に掲げる特定分野の校務に関して、校務の性質に応じて調査し、助言し、又は自ら執行にあたるものとする。
（種類）
第３条　委員会は、常任委員会及び特別委員会とする。
（常任委員会）
第４条　常任委員会は、次のとおりとする。
(1)　教務委員会
(2)　学生委員会
(3)　入学者選抜実施委員会
(4)　大学入学共通テスト実施委員会
(5)　キャリア開発委員会
(6)　広報委員会
(7)　自己点検・評価委員会
(8)　教養教育委員会
(9)　ハラスメント委員会
(10)　財務委員会
(11)　教育研究推進委員会
（特別委員会）
第５条　特別委員会は、必要に応じて学長が設置する。
２　特別委員会に係る事項は、別に定める。
（組織及び審議事項）
第６条　常任委員会は、それぞれ、別表の委員の構成の欄に掲げる委員で組織し、同表の審議事項の欄に掲げる事項を審議する。ただし、委員長が推薦し、学長が必要と認める教職員を委員とすることができる。
（委員の任命及び任期）
第７条　委員会の委員は学長が任命し、任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。
（委員長及び委員）
第８条　委員会に委員長及び副委員長を置き、学長が指名する。ただし、必要に応じ、副委員長を置かないことができる。
２　委員長は委員会を招集し、議長となる。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を行う。
（定足数）
第９条　委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことはできない。
２　委員会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
３　委員会の会議は、特別の事情のない限り、公開しない。

（委員以外の者の出席）
第１０条　委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
（小委員会の設置）
第１１条　常任委員会及び特別委員会は、所管に係る専門事項を調査し、又は検討するため、小委員会を置くことができる。
（雑則）
第１２条　この規程に定めるもののほか、常任委員会及び特別委員会において必要な事項を定める必要のある場合は、学長がこれを定める。

付　則
この規程は平成２４年４月１日から施行する。
付　則（平成２８年２月２６日規程第２０３号）
この規程は平成２８年４月１日から施行する。
付　則（平成３０年３月２９日規程第２４１号）抄
この規程は平成３０年４月１日から施行する。
付　則（令和３年３月３１日規程第２９９号）抄
この規程は令和３年４月１日から施行する。
付　則（令和４年３月２９日規程第３１４号）抄
この規程は令和４年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

常任委員会名	委員の構成	審　議　事　項
教務委員会	1　教養教育科目主担当教員　1人 2　経済情報学科教員　1人 3　日本文学科教員　1人 4　美術学科教員　1人 5　学務課職員	1　学生の教育成果の充実向上のための方策に関する事項 2　教育課程の編成に関する事項 3　年間教育計画及び時間割編成に関する事項 4　学業成績の評価の基準に関する事項 5　学生の履修指導に関する事項 6　授業及び試験に関する事項 7　教育の実施に関し連絡調整に関する事項 8　その他教務に関する事項
学生委員会	1　経済情報学科教員　1人 2　日本文学科教員　1人 3　美術学科教員　1人 4　学務課職員 5　医務室職員	1　学生生活指導、援助及びその企画に関する事項 2　学生の保健管理、奨学制度その他学生の福利厚生に関する事項 3　学生に対する広報活動に関する事項 4　学生の課外活動に関する事項 5　学生相談に関する事項 6　学生団体に関する事項 7　学生の表彰及び懲戒に関する事項 8　奨学会に関する事項 9　その他学生生活に関する事項

入学者選抜実施委員会	1　経済情報学科教員　２人 2　日本文学科教員　２人 3　美術学科教員　２人 4　大学入学共通テスト実施委員長 5　事務局次長 6　学務課職員 ただし、委員の構成に委員長も含めるものとする。	1　学生募集要項の作成に関する事項 2　個別学力試験の実施に関する事項 3　入学資格者審査に関する事項 4　個別学力試験の問題作成、管理及び答案の採点に関する事項 5　外国人留学生の受入れに関する事項 6　入学試験に係る情報処理に関する事項 7　入試情報の開示に関する事項
大学入学共通テスト実施委員会	1　経済情報学部教員　１人 2　日本文学科教員　１人 3　美術学科教員　１人 4　事務局次長 5　学務課職員	1　大学入学共通テスト実施に関する事項 2　その他大学入学共通テストに関する事項
キャリア開発委員会	1　経済情報学部教員　２人 2　日本文学科教員　２人 3　美術学科教員　２人 4　事務局次長 5　キャリアサポートセンター職員 6　キャリアサポートセンター長	1　就職対策の基本方針に関する事項 2　就職情報の収集・提供に関する事項 3　企業等に対する広報活動に関する事項 4　就職事務の実施計画に関する事項 5　キャリアサポートセンターに関する事項 6　インターンシップ実施支援に関する事項 7　その他就職及びインターンシップに関する事項
広報委員会	1　経済情報学科教員　３人 2　日本文学科教員　３人 3　美術学科教員　３人 4　事務局次長 5　企画広報室職員 6　学務課職員 ただし、委員の構成に委員長も含めるものとする。	1　情報提供に関する基本方針の策定に関する事項 2　全学的な事項に関する広報誌等の編集及び発行に関する事項 3　本学の情報提供に関する重要事項 4　学部・学科間の連絡調整に関する事項 5　ホームページの掲載記事（新規掲載内容の協議、更新・削除の管理等）に関する事項 6　その他広報活動及び情報公開に関する事項
自己点検・評価委員会	1　経済情報学科教員　１人 2　日本文学科教員　１人 3　美術学科教員　１人 4　企画広報室職員 5　学務課職員	1　自己点検・評価の基本方針及び実施計画の策定に関する事項 2　自己点検・評価の実施に関する事項 3　自己点検・評価結果の公表に関する事項 4　その他自己点検・評価に関する事項
教養教育委員会	1　教養教育科目主担当教員　３人 2　経済情報学科教員　１人 3　日本文学科教員　１人 4　美術学科教員　１人 5　学務課職員	1　教養教育科目に係る諸規定の制定改廃に関する事項 2　教養科目の教育課程に関する事項 3　教養科目の履修に関する事項 4　教養教育カリキュラムに関する事項 5　教養教育科目担当教員組織に関する事項 6　教養教育の備品等購入に関する事項 7　中国・四国地区大学教養教育研究会に関する事項

		8　その他教養科目に係る教育の実施に関する事項
ハラスメント委員会	1　経済情報学科教員　1人 2　日本文学科教員　1人 3　美術学科教員　1人 4　学務課職員 5　医務室職員	1　ハラスメントの防止に関する事項 2　ハラスメントの研修に関する事項 3　その他ハラスメントに関する事項
財務委員会	1　理事（経営担当） 2　事務局長 3　学部長・学科長 4　課長・室長 5　総務課経理係長	1　年度予算案に関する事項 2　資金計画及び運用に関する事項 3　資産管理及び運用等に関する事項 4　その他、財務に関する重要事項
教育研究推進委員会	1　経済情報学科教員　1人 2　日本文学科教員　1人 3　美術学科教員　1人 4　企画広報室職員 5　総務課職員	1　教員の教育、研修及び研究推進・充実のための諸方策に関する事項 2　受諾研究及び民間等との共同研究の受入れ審査に関する事 3　産学官連携の推進に関する事項 4　その他教育研究推進に関する事項